

平成 19 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 太 陽 誘 電 株 式 会 社  
コード番号 6 9 7 6 東 証 一 部  
代 表 者 名 代表取締役社長 神崎 芳郎  
問 合 せ 先 経 営 本 部  
執 行 役 員 高 橋 修  
T E L ( 0 3 ) 3 8 3 2 - 0 1 0 1 (代  
U R L <http://www.ty-top.com/>

## 定款の一部変更に関する開示事項の訂正

当社は、本日（6 月 28 日）開催の第 66 期定時株主総会に「定款の一部変更」議案を付議していましたが決議の結果ご承認にいたりませんでした。よって平成 19 年 5 月 9 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」を下記のように訂正し現行定款とおりといたします。

### 記

（訂正前）

（下線部分は、変更箇所を示しております。）

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <新設> | <u>（買収防衛策の導入、変更、廃止等）</u><br><u>第17条 当会社の株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）は、株主総会の決議により導入、変更、更新をすることができる。</u><br><u>②当会社は、前項対応策の有効期間満了前であっても、株主総会もしくは取締役会のいずれかの決議によって対応策を廃止することができる。</u> |

（訂正後）

（下線部分は、変更箇所を示しております。）

| 現行定款 | 変更案                                |
|------|------------------------------------|
| <新設> | <u>新設せず</u><br><u>（以下条数繰り下げせず）</u> |

### 補足

本日開催の第 66 期定時株主総会において、第 11 号議案「当会社の株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件」が承認可決され、効力が生じたのでお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、平成 19 年 3 月 26 日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）について」をご覧ください。

当社ホームページ [http://www.yuden.co.jp/jp/release/pdf/pdf\\_470.pdf](http://www.yuden.co.jp/jp/release/pdf/pdf_470.pdf) に掲載しております。

以上